

# 平成20年度市町村等決算に係る健全化判断比率等の概要 (確定値)

## 1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
- ・ 連結実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。なお、県内市町村平均(単純平均)は、14.1%(前年14.3%)で、地方債の発行において許可を要する18%以上の団体は、前年度に比べ2団体(上天草市、富合町。富合町は合併による減。)減の2団体(長洲町、五木村)となった。
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。なお、県内市町村平均(単純平均)は、90.3%(前年103.6%)となっている。

(参考) 健全化判断比率の早期健全化基準、財政再生基準

(単位：%)

区分	早期健全化基準	財政再生基準	用語の解説
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15.0	20	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20.0	30	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25	35	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	350	-	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40% 40% 35%)が設けられています。

- 1 本資料は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率について、熊本県内の各市町村における算定結果を同法第3条第4項の規定に基づき、熊本県で取りまとめて公表するものです。
- 2 「標準財政規模」とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量(規模)のことです。